

1 申請・届出の種類を選択する。

営業許可申請の場合は、「営業許可申請書」と

}	「新規」
	「継続」

 に○をつけてください。

営業届出の場合は、「営業届」に○をつけてください。

2 オープンデータの取扱い

営業許可申請書・営業届情報は原則オープンデータとして公開します。申請者又は届出者の氏名等のオープンデータに不都合がある場合は、非公開を希望する項目をチェック (☑) してください。

3 申請者・届出者情報

営業許可を受けようとする者又は営業を届け出ようとする者の情報を記載してください。

4 営業施設情報

営業許可を受けようとする施設又は営業を届け出ようとする施設の情報を記載してください。

<自動車の場合の施設の名称、屋号又は商号>

- ・裏面に記載した自動車登録番号を、施設の名称、屋号又は商号の末尾に付させていただきます。

<食品衛生責任者>

- ・資格の確認のために、資格を証する書類を提示ください (コピー可)。
- ・資格の種類は以下を参考に該当するものに○をつけてください。

食監：食品衛生監視員、食管：食品衛生管理者、調：調理師、製：製菓衛生師、栄：栄養士、船舶：船舶料理士、と畜：と畜場法第7条に規定する衛生管理責任者又は同法第10条に規定する作業衛生責任者、食鳥：食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律第12条に規定する食鳥処理衛生管理者

- ・食品衛生責任者養成講習会修了者は、講習会の名称及び受講年月日を記載してください。
- ・有資格者が申請・届出時にいない場合は、選任予定 (食品衛生責任者養成講習会申込済等) の者の氏名の末尾に「(予定)」と付して記載してください。選任完了後 (資格取得後等) に「営業許可申請書・営業届 (変更)」(第11号様式) を提出してください。
- ・合成樹脂が使用された器具又は容器包装を製造する営業者は選任不要です。

<主として取り扱う食品、添加物、器具又は容器包装>

- ・製造業でその取扱いが複雑な場合は、例のような書類を添付してください。
(例) 製造工程書：製品名並びにその原料配合分量及び製造方法の概要を記載した書類
- ・器具又は容器包装の場合は、合成樹脂製のものに限りません。合成樹脂製以外の場合は、営業許可申請書・営業届の手続は不要です。

<自動販売機の型番> ※自動販売機で営業する場合のみ

- ・営業許可申請の可否を判断するために、自動販売機の型番を記載してください。

<業態>

- ・飲食店営業の場合に記載 (例：和食店、レストラン、焼肉店、居酒屋など) してください。

<HACCPの取組> ※許可申請の場合のみ

- ・営業施設のHACCPの取組についてどちらかをチェック (☑) してください。複合型そうざい製造業、複合型冷凍食品製造業以外は、引き続き営業許可を受けようとする場合にチェック (☑) してください。

5 業種に応じた情報

該当がある場合はチェック (☑) してください。

6 営業届出 ※営業届の場合のみ

リストを参考に、代表的な業種を記載してください。

自動車において営業をする場合は、自動車登録番号及び車台番号を記載してください。

7 申請者情報

該当がある場合はチェック (☑) してください。

8 営業施設情報

＜食品衛生法施行令第13条に規定する食品又は添加物の別＞

- ・該当する食品又は添加物を製造する場合は、食品衛生管理者の設置が必要です。
- ・製造する場合は、当てはまるものにチェック (☑) し、＜食品衛生管理者の氏名＞＜資格の種類＞＜講習会受講の場合は講習会名称及び開催日＞を記載し、別途「食品衛生管理者選任 (変更) 届」も提出してください。

＜使用水の種類＞

- ・営業施設で食品、添加物、器具又は容器包装に使用する水の種類にチェック (☑) してください。②の「飲用に適する水」で、小規模受水槽水道以外の水については一定の水質を満たす必要があるため、詳細はお問い合わせください。

＜自動車登録番号＞

- ・自動車において営業をする場合は、自動車登録番号及び車台番号を記載してください。

9 業種に応じた情報

該当がある場合はチェック (☑) 及び記載してください。

＜簡易飲食店営業＞

- ・そのままの状態での飲食に供することのできる食品を食器に盛る、そうざいの半製品を加熱するなどの簡易な調理のみをする施設をいい、施設基準が一部緩和されます。
- ・喫茶店営業 (喫茶店、サロンその他設備を設けて酒類以外の飲み物又は茶菓を客に飲食させる営業) を含みます。

＜生食用食肉の加工又は調理を行う施設＞

- ・取扱いに注意が必要な食品です。成分規格や加工基準、表示基準などが定められており、施設基準上も追加の基準があります。取扱いを検討している場合は、事前に相談ください。

＜ふぐの処理を行う施設＞

- ・取扱いに注意が必要な食品です。神奈川県ふぐ取扱い及び販売条例施行規則に規定するふぐ包丁師免許及び施設の認証が必要です。取扱いを検討している場合は、事前に相談ください。
- ・チェック (☑) に加えて、＜ふぐ処理者氏名＞及び＜認定番号等 (神奈川県のみふぐ包丁師免許証の免許番号と登録年月日)＞を記載してください。

10 添付書類

書類を添付し、該当欄にチェック (☑) してください。

- ・営業施設の構造及び設備を示す図面 (事業譲渡の場合は省略可)
- ・水質検査の結果を証する書類の写し (水道水及び小規模受水槽水道以外の場合) (事業譲渡の場合は省略可)

11 事業譲渡 ※営業を譲り受け、添付書類を省略する場合

営業を譲り受けたことを証する旨として、例えば、当該欄に事業譲渡の事実 (例：〇〇から営業を譲り受けました。) を記載し、かつ、事業譲渡を証する書面 (契約書等) の写し等を提示するなどしてください。

12 営業許可業種

営業許可期間の満了に際して申請する場合は、現在受けている許可番号及び許可年月日を記載してください。また、事業譲渡の場合は、譲渡の対象となる営業の許可番号及び許可年月日を記載してください。

新規に申請する場合は、営業の種類を記載してください。

13 備考欄 定休日や従事者数などを御記入ください。

番号	区分	業種
1	旧許可業種であつた営業	魚介類販売業（包装済みの魚介類のみの販売）
2		食肉販売業（包装済みの食肉のみの販売）
3		乳類販売業
4		冰雪販売業
5		コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）※1
6	販売業	弁当販売業
7		野菜果物販売業
8		米穀類販売業
9		通信販売・訪問販売による販売業
10		コンビニエンスストア
11		百貨店、総合スーパー
12		自動販売機による販売業（5 コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）
13		その他の食料・飲料販売業
14	製造・加工業	添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）
15		いわゆる健康食品の製造・加工業
16		コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）
17		農産保存食料品製造・加工業
18		調味料製造・加工業
19		糖類製造・加工業
20		精穀・製粉業
21		製茶業
22		海藻製造・加工業
23		卵選別包装業
24		その他の食料品製造・加工業
25		上記以外のもの ※2
26	集団給食施設	
27	器具、容器包装の製造・加工業（合成樹脂が使用された器具又は容器包装の製造、加工に限る。）	
28	露店、仮設店舗等における飲食の提供のうち、営業とみなされないもの	
29	その他	

（改正法による改正後の法第54条に規定する営業及び公衆衛生に与える影響が少ない営業は除く。）

※1 旧許可業種で喫茶店営業と区分されていた業種

※2 改正法による改正後の法第68条第3項において準用されるものを含む。